

令和6年(ワ)第134号 自衛隊名簿提供違憲訴訟

原告

被告 奈良市、国

第 7 準 備 書 面

2025年5月30日

奈良地方裁判所民事部合議1係 御中

原告訴訟代理人

弁護士	佐藤	真	理	
弁護士	愛須	勝	也	
弁護士	諸富		健	
弁護士	佐藤	博	文	
弁護士	小野寺	義	象	
弁護士	岸	松	江	
弁護士	種田	和	敏	
弁護士	中谷	雄	二	
弁護士	清家	康	男	
弁護士	大河原	壽	貴	
弁護士	毛利		崇	
弁護士	八木	和	也	
弁護士	井下		顕	

目次

第1	「法令に基づく」の解釈について	3
1	はじめに	3
2	個人情報保護法の18条か69条かの議論は無意味であること（甲45）	3
3	「法令に基づく場合」の解釈について	8
4	本件へのあてはめ	11
5	十分性認定での日本政府の説明について（甲46）	12
6	結論	16
第2	被告国による個人4情報の保有・利用について	17
1	はじめに	17
2	個情法61条1項違反	18
3	個情法62条1項違反	20
4	個情法63条違反	22
5	個情法64条違反	23
6	個情法69条1項違反	24
7	結論	24
第3	まとめ	24
第4	委任命令の主張の位置づけ	25
1	自衛隊法97条1項や自衛隊法施行令120条の解釈指針	25
2	個人4情報の提供は法定受託事務の範囲外である	25
3	関与最小限度の原則からも個人4情報の提供は許されない	27

第1 「法令に基づく」の解釈について

1 はじめに

被告奈良市は、第3準備書面にて、「法令等に定めがあるとき」の解釈について、原告が主張する①関係機関への個人情報の提供を認める立法趣旨が明らかであること、②保護されるべき利益が明確で、提供される範囲も合理的なものに限って行われること、との限定をすべき理由がないとし、その根拠として、奈良市条例8条1項1号の解釈にあたって参考とすべき法令は個人情報保護法69条1項であること、また各種文献の解説からも限定すべきとする記述がないことをあげる（被告奈良市第3準備書面2～6頁）。

そこであらためて、原告が第5準備書面の1で主張した趣旨を敷衍し、被告奈良市の主張には根拠がないことを明らかにすることとする。

2 個人情報保護法の18条か69条かの議論は無意味であること（甲45）

(1) 被告奈良市は、令和3年法律第37号による個人情報保護法改正により、各地方公共団体の個人情報保護制度が個人情報保護法に統合され、公的部門に適用される法律として、個人情報保護法第5章に規定されることとなった経緯から、奈良市条例8条1項1号の解釈の参考条文は個人情報保護法69条1項であると主張する。

原告は、被告奈良市が述べる改正経過を経て条例が廃止され、個人情報保護法へと一本化されたことを否定するものではない。原告が主張しているのは、同法で保護され、憲法13条が保障するプライバシー権（甲24，個人情報の保護に関する基本方針1（2）参照）と、公益目的から例外的に目的を超えて提供が認められる場合の調整原理とは、「公共の福祉」による制約以外はあり得ず、それ

は行政機関等が提供する場合（第五章、60条以下）と、個人情報取扱事業者等が提供する場合（第四章、16条以下）とで、なんら違いがないと主張するものである。

(2) そこで原告は、何ゆえに個人情報保護法では、行政機関であるか、個人情報取扱事業者であるかに関わらず、個人情報をできるかぎり目的を特定したうえで保有する義務を課し（同法17条1項、61条1項）、その利用目的を超えた保有、利用、提供を原則として禁止し（同18条1項、61条2項、69条1項）、その例外として、本人が同意した場合か（同法18条1項、69条2項1号）、法令に基づく場合（18条3項1号、69条1項）には目的外に利用、提供ができるとの規定が置かれたのか、かかる基本構造の淵源はどこにあるのかについてその立法経過を詳論し、もって被告奈良市の主張に反論する。

(3) 個人情報保護法制の出発点は、1980年にOECDで採択された「プライバシー保護と個人データの流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」に遡る。本ガイドラインは、現在でも維持されている有名なOECD8原則が示された。そこでの8原則とは以下のとおりである。

①収集制限の原則：個人データの収集には制限を設けなければならず、データの収集は、適法かつ公正な手段によって、かつ適当な場合にはデータ主体に通知又は同意を得て行わなければならない。

②データ内容の原則：個人データは、その利用目的に沿ったものでなければならず、かつ利用目的に必要な範囲内で正確、完全であり、最新の状態に保たなければならない。

③目的明確化の原則：収集目的は収集時より遅くない時期において

明確化されなければならない、その後における利用は当初の収集目的に矛盾することなく、かつ明確化されたものに制限すべきである。

④利用制限の原則：個人データは、目的明確化の原則に従って明確化された目的以外の目的のために、開示され、利用可能な状態に置かれ、又はその他の形での使用に供されてはならない。ただし、(a) 本人の同意がある場合又は (b) 法律によって認められる場合はこの限りでない。

⑤安全確保の原則：個人データは、紛失又は無権限アクセス、破壊、使用、修正若しくは開示その他のリスクに対し、合理的な安全保護措置により保護されなければならない。

⑥公開の原則：個人データに係る開発、実施、方針は一般に公開しなければならない。また個人データの存在、種類及びその主要な利用目的とともにデータ管理者のアイデンティティ及び住所を明らかにするための手段が容易に利用できなければならない。

⑦個人参加の原則：省略

⑧責任の原則：省略

同ガイドラインの適用範囲は、公的部門と民間部門の双方であり、ミニマムスタンダードとして機能した。

(4) EUでは、1981年に本ガイドラインとほぼ同一内容の「個人データ自動処理にかかる個人の保護に関する条約」を發布し、1985年に発効した。

(5) わが国においても、OECD勧告の採択を受けて検討作業が開始され、1982年には行政管理庁（当時）が「プライバシー保護研究会報告書」を提出し、そこでは①官民双方を対象とした総合的な

プライバシー保護法構想、及び②OECD 8原則の実質的な重複部分を整理し直した5つの基本原則（利用目的による制限、適正な取得、正確性確保、安全性の確保、透明性の確保）等の論点が謳われた。

- (6) さらに、1984年には、内閣総理大臣の「高度情報化社会に関する懇談会」が報告書を公表し、その中で「プライバシーの問題には、種々の側面があるが、情報化の急速な進展に対応するためにも、OECD理事会の勧告に対処するためにも、制度的な対応が急務となっている。特に公的部門のデータに関わるプライバシーの保護については、量的なウエイトが高いため、OECD原則にのっとった法制の整備を急ぐ必要がある」と述べた。
- (7) そして、1988年12月には旧行政機関個人情報保護法が成立し、多くの地方自治体でも個条例が整備されていった。
- (8) しかしながら、民間部門に対しては、事業者の自主規制に委ねる方式が採用され、法規制がなされない状態がしばらく続いた。これに対し1995年、「欧州会議及び理事会の個人データ保護指令」（いわゆるEU指令）において、EU域内各国に対して指令に適合するよう3年以内に個人情報保護のための法制化を図ることを求めるとともに、EU域内から第三国への個人データの越境移転は、当該第三国が十分なレベルの保護措置を講じているとEUが十分性を認定した場合に限られるものとした。このため、日本でも対応が必要となった。なお、かかる「十分性認定」については、別項であらためて検討する。
- (9) 日本では、個人情報の大量漏洩事件も多発していたことも遠因となり、民間部門を対象とした個人情報保護法制の議論が開始され、2001年3月に政府原案が国会提出され、翌2002年には個情

法、行個法、独個法、審査会設置法、整備法の関係5法案が出そろい、その後紆余曲折を経て、個人情報保護法は2003年5月23日、改正行個法は同月30日に可決成立した。なお、奈良市の個人情報保護条例成立は2009年12月20日であった。

(10) 以上のとおり、行個法と個人情報保護法はいずれもOECD8原則及びEU指令からのプライバシー保護の要請を受けて制定されたものであり、かつ、改正行個法と個人情報保護法は、国会で同時期に審議され、ほぼ同時に成立したものである。

(11) そこで定められた原則は、上記OECD8原則が明記されており、例えば、改正行個法（平成15年5月30日）では、同法3条1項で「行政機関は、個人情報保有に当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない」、同条2項で「行政機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない」と定め、また、4条1項では「行政機関は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録（第24条及び第55条において「電磁的記録」というを含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない」とし、8条では「行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない」などの規定が整備された。また、改正前個人情報保護法（平成15年5月30日）でも、15条1項で「個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的（以下「利用目的」とい

う。)をできる限り特定しなければならない」と定め、16条で「個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない」とし、同条3項で例外として「法令に基づく場合」を挙げた。また18条では「個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない」などと定めた。

(12) ちなみに奈良市の本条例でも、同じく利用目的の明確化、必要最小限度の範囲での収集(条例6条1項)、利用目的外の利用の禁止(条例7条1項柱書)例外としての法令等に定めがあるとき及び本人同意があるときとの規定が置かれている(条例7条2項)。

(13) 以上のとおり、いずれの法律、条例についても、その個人情報の取り扱いに関する基本構造は同じくしており、それは取りも直さず議論の出発点がOECD8原則に置かれていたからであった。そして、個人情報の目的外利用として定める「法令に基づく場合」の規定についても、OECD8原則の④(b)を淵源とする、同じ目的、趣旨に立つ規定であった。したがって、本件において奈良市の条例の解釈について参照すべき条文とは個人情報保護法の18条か69条かを議論する実質的な意味などない。問題は、何故にOECD8原則、及び我が国における各個人情報法ないし各条例が、行政機関等による目的外利用を「法律が認める場合」ないし「法令に基づく場合」に限定したのか、である。

3 「法令に基づく場合」の解釈について

(1) 以上を前提にして、あらためて「法令に基づく場合」を解釈するに、まずOECD8原則は④(b)で、「法律が認める場合」と記載

し、我が国でも各個情法が「法令に基づく場合」と規定した一つ目の趣旨は、行政機関による恣意的な個人情報の利用を防止することにある。行政機関が自らの裁量で目的外利用が可能か否かを判断できるとすると、あえて法律を整備し、行政機関の個人情報の保有・利用を「目的」で限定をかけ、恣意的利用を防止した趣旨が没却されるからである。

(2) また、プライバシー権は憲法13条に基づく権利である。したがって、その制約は法律によらなければならない。つまり、国民が唯一の立法機関たる国会を通じ、プライバシー権を行政機関等が例外的に目的外利用できる場合とは如何なる場合なのかについて議論し、そこで出された結論の範囲内で、行政機関は個人情報の目的外利用ができるとされねばならない。各個情法が「法令に基づく場合」と定めたのは、以上の法治主義、法の支配による原理に基づく。

(3) ここから導き出される結論の一つ目としては、法律の規定のされ方が個人情報の提供を認めているのか、認めていないのか、その趣旨が明らかでない場合には、個人情報の目的外利用の根拠とはならないということである。このような規定では、行政機関による恣意的な運用を許してしまい、以上で述べてきた法の趣旨が潜脱されてしまうからである。

(4) この点は、OECD 8原則が「法が認めている場合」と明記し、法律で許容していることが分かる場合に限定している通りである。

また、たびたび被告奈良市が引用する個人情報保護委員会ガイドライン（乙2、p29。以下では「ガイドライン」。）でも、

「『法令に基づく場合』とは、法令に基づく情報の利用又は提供が義務付けられている場合のみならず、法令に情報の利用又は提供の

根拠規定がおかれている場合も含むと解されるが、他方で、具体的な情報の利用又は提供に着目せず行政機関等の包括的な権能を定めている規定がある場合に当該規定のみに基づいて行う個人情報の取扱いは、『法令に基づく場合』には当たらない。例えば、行政機関等の設置の根拠となる法令において『所掌事務』等を定める条文に事務又は業務が列挙されていることのみでは、そのために行う個人情報の取扱いは、『法令に基づく場合』には当たらない。」と述べ、実際に利用及び提供することの適否は、それぞれの法令の趣旨に沿って適切に判断しなければならないとする。つまり、ここでガイドラインが述べていることは、個人情報の具体的な利用・提供を法律で許容している趣旨が読み取れる場合でない限りは、「法令の根拠」として目的外に利用することはできないということなのである。

(5) 原告が第5準備書面で述べた一つ目の限定解釈たる「当該法律の趣旨・目的が、個人情報の提供を許容していること」とした根拠は、以上のとおりである。

(6) また、提供そのものを法律が許容していると解釈し得る場合でも、当該法律の規定ぶりからでは、その保護する利益が明確でなく、提供可能な個人情報の範囲も明確でない場合には、やはり各個情法、個条例が行政機関による恣意的な個人情報の利用を防止しようとした趣旨を実現することができない。つまり個人情報の提供の可否の問題と、提供する個人情報の範囲の問題は別であり、その範囲があいまいで、このために広範に提供が可能な規定となっていれば、やはり行政による恣意的な運用を防止することができなくなるのである。したがって、提供の趣旨が法律上は明確であっても、その保護すべき利益が明確でなく、提供範囲が合理的に定まらないよ

うな規定であれば、ここで言う「法令の根拠」とはなり得ない。

(7) 原告が第5準備書面で述べた二つ目の限定解釈たる「保護される利益も明確で、提供される範囲も合理的な範囲に限って行われること」とした根拠は、以上のとおりである。

(8) そして、以上述べてきたことは、現最高裁判事の宇賀克也教授が新・個人情報の逐条解説 p 205で、69条1項の「法令に基づく」の解釈について、「組織規範のみならず根拠規範が存在することを意味する。法令に具体的根拠がある場合には、目的外利用により保護されるべき利益が存在することが前提となっているし、個人情報の取扱いも法令に従って合理的になされると考えられることから例外を認めている」と述べているとおりである。

4 本件へのあてはめ

本件で被告奈良市が根拠とした自衛隊法97条1項は、「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」との規定である。この条文をどう読んだとしても、個人情報の提供を許容する趣旨など読み取ることにはできない。同条文は、単なる募集事務についての事務分配規定にすぎず、重要な人権制約を許容する趣旨など、読み込むことなど不可能である。

また、本条文では、重要な人権制約を伴っても保護しようとする利益がどこにあるのかも、全く分からない。このため、提供が許容される個人情報の範囲も全く定まらない。したがって、同条文では、法律でもって行政の恣意的な個人情報の利用を防ぐことなど、皆目できない。

よって、自衛隊法97条1項や同法施行令120条は、奈良市条例8条1項1号の「法令等」には該当しない。

5 十分性認定での日本政府の説明について（甲46）

以上が原告第5準備書面で述べた「法令に基づく」についての解釈及びそのあてはめであるが、本準備書面では、この点に関連し、日本政府がEUに対し、GDPRが求める「十分性認定」を得るにあたって、いかなる説明を行っていたかについても述べておくことにする。

- (1) まず、EUでは、個人データの保護に関する規則に関し、前記「欧州会議及び理事会の個人データ保護指令」が廃止され、2016年4月27日新たなGeneral Data Protection Regulation、いわゆるGDPR（日本名はEU一般データ保護規則）が制定された。
- (2) 同規則は、個人データの取扱いと関連する自然人の保護に関する規定及び個人データの自由な移動に関する規定を定めたもので（同第1条1項）、保護の対象となる個人データとは、「識別された自然人又は識別可能な自然人に関する情報」を意味し（同第4条（1））、欧州経済領域（EEA）内に所在する個人（国籍や居住地などを問わない）の個人データが保護の対象であった。
- (3) 同規則の適用は、欧州経済領域（EEA）内の管理者又は処理者の拠点（代理人注：支店、子会社等のことをいう。甲46・p5）の活動の過程における個人データの取扱いであり（同第3条1項）、EEA域内で支店を持つ日本法人も、GDPRの規制の対象となる。
- (4) そして、同規則第5条1項では、個人データの処理に置ける原則を以下のとおり定める（甲46 p8）。
 - 1 適法性、公正性及び透明性の原則：個人データは、適法、公平かつ透明性ある手段で処理されなければならない。
 - 2 目的の限定の原則：個人データは、識別された明確かつ適法な目的のために収集されるものでなければならず、これらと相

容れない方法で更なる処理を行ってはならない。

- 3 個人データの最小化の原則：個人データは、処理を行う目的の必要性に照らして、適切であり、関連性があり、最小限に限られなければならない。
- 4 正確性の原則：省略
- 5 保管の制限の原則：個人データは、当該個人データの処理の目的に必要な範囲を超えて、データ主体の識別が可能な状態で保管してはならない。
- 6 完全性及び密閉性の原則：省略

(5) また、第6条1項では個人データの処理については、以下の少なくとも一つが適用される場合においてのみ、その範囲内で適法であると定める（甲46 p 9）。

- a) データ主体が一つ以上の特定の目的のために自己の個人データの処理に同意を与えた場合。
- b) データ主体が当事者となっている契約の履行のために処理が必要な場合、または契約の締結前のデータ主体の求めに応じて手続きを履践するために処理が必要な場合。
- c) 管理者が従うべき法的義務を遵守するために処理が必要な場合。
- d) データ主体、または他の自然人の重大な利益を保護するための処理が必要な場合。
- e) 公共の利益、または管理者に与えられた公的権限の行使のために行われる業務の遂行において処理が必要な場合。
- f) 管理者または第三者によって追求される正当な利益のために処理が必要な場合。ただし、データ主体の、特に子どもがデータ主体である場合の個人データの保護を求める基本的権利及び自由が、当該利益に優先する場合を除く。

(6) そして、同規則第44条では、移転に関する一般原則を定め、域外への移転は原則として違法としつつ、同規則第45条1項で、第三国が「十分なデータ保護の水準を確保していると欧州委員会が決定した場合」についてのみ、個人データの移転を行うことができるとしている。そして、その場合における十分性評価は、同条2項で、「法の支配、人権及び基本的自由の尊重、公共の安全、国防、国家安全保障及び犯罪法を含め、一般的又は分野別の関連立法及び、公的機関による個人データへのアクセス、並びに、そのような立法の実装、他の第三国又は国際機関への個人データの再移転に関する規定であって、当該第三国又は国際機関が遵守する法令を含め、データ保護規則、職業上の準則及び保護措置、判例法、並びに、効果的で執行可能なデータ主体の権利、その個人データが移転されつつあるデータ主体のための行政上及び司法上の救済」を考慮に入れるとされている。

このため、日本がEUから「十分性認定」を受けられない場合には、EAA内の日本法人が、EAA内で収集した個人情報をも、本社へ移転することは原則できないこととなる。

(7) ちなみに、GDPRに違反した場合には巨額の制裁金が課されることとなっており、1000万ユーロ以下（163円換算で、16億3千万円）または、企業の場合には全会計年度の全世界年間売上高の2%以下のいずれか高い方か、又は2000万ユーロ（32億6000万円）または、企業の場合には前会計年度の前世界年間売上高の4%いずれか高い方となっている（甲47p12）。

(8) 日本政府は、上記GDPR制定を受けて、個人データの移転枠組み構築に向けた協議をEUとの間で続け、2018年9月14日には「法執行及び国家安全保障目的の日本の公的機関による個人情報

の収集及び使用」についてで、EUに対して、以下のような説明を行った（甲48、甲49）。

- ①公権力の行使として、政府アクセスは法律を完全に尊重しながら実施されなければならない。日本において、個人情報、民間部門及び公的部門において、重層的な仕組みで保護されている（甲49・本文p1）。
- ②憲法の枠組み及び、法原則の留保として、日本国憲法13条及び判例にて、憲法上の権利としてのプライバシー権を認めている。この観点から、最高裁判所は、みだりに個人が他人に個人情報を知られたくないことは自然であり、この期待は保護されるべきと判断した（甲49本文p1）。
- ③強制的な収集である場合には、法律の留保の原則によって、個別に法律に基づかねばならない。非強制的、任意の収集である場合には、自由にアクセスできる情報源からの取得や、任意の開示請求（すなわち情報を持つ自然人／法的組織に対し強制的でない請求）に基づき提供を受けることになる。しかし、後者は、公的機関が調査を行う権限がある範囲において認められうるものであり、それぞれの公的機関は法で規定された行政権の範囲内で活動することができる（個人の権利や自由を侵害するかどうかに関わらない）。この原則は、当局の個人情報収集能力に適用される（甲49本文p2）。
- ④憲法に基づき、かつ憲法の規定を具体化する、個人情報保護法及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（行個法）は、民間部門及び公的部門における個人情報についての権利を保障している（甲49本文p2）。
- ⑤行個法による制限として、法第3条1項では、法令の定める所掌

事務を遂行するために必要な場合に限り、行政機関は個人情報
を保有することができる」とされているとともに、保有に当たっ
ては、その利用の目的を（できる限り）特定しなければならないと
されている（甲49本文p6）。

⑥さらに、法第8条1項では、行政機関の長は、法令に基づく場合
を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用
し、又は提供してはならないとされている（甲49本文p7）。

(9) 以上の説明からも分かるとおり、欧州委員会による「充分性認
定」は、行政の恣意による個人情報収集・利用を排する厳格な法的
枠組みが存在しているか否が重視されており（GDPR規則第45
条2項参照）、この点を日本政府は繰り返しEUに対して説明して
いたのであった。

(10) この結果、日本政府とEUとの間で最終合意に至り、2019
年1月23日、日本はGDPR第45条1項に基づく「充分性認
定」を受けるとなった。

(11) 以上のとおり、法律に基づく個人情報の収集・利用の徹底は、
我が国の国内問題に留まらず、欧州委員会との合意にも関わる問題
でもあった。そして、個人情報18条3項1号、69条1項の「法令
に基づく」との解釈をいたずらに緩めれば、EUとの関係で「充分
性認定」が取り消され（GDPR第45条5項）、EAA域内での
企業活動に甚大な影響を及ぼしかねないことになる。

6 結論

以上のとおり、我が国において、個人情報の収集・利用を法律に基
づいて行うことは国際公約でもあるのであり、その要諦は、行政によ
る恣意的な個人情報の収集・利用を、厳格な法制度を完備することに
よって排する点にあった。

この点防衛省は、立法制定時はもとより（甲28参照）、その後数十年にもわたって、自衛隊法97条1項で定める「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」なる規定でもって、個人4情報の収集など行っていなかった。同条項には、個人情報の収集を認める趣旨などなかったからである。

ところが、2020年12月18日の閣議決定を受けて、同規定を曲解し、住基4情報を全国的に収集・利用を始めた。そこでは、国民が国会を通じて、その当否を議論する機会など存在しなかった。

かかる行為は、まさに日本政府が繰り返しEU対して説明していた、厳に禁止されたはずの恣意的な行政機関による個人情報の収集・利用に他ならない。

第2 被告国による個人4情報の保有・利用について

1 はじめに

以上のとおり、被告奈良市の個人4情報の提供は「法令に基づかない」目的外の提供行為であるから違法であり、かかる違法な行為によって受領した個人4情報を被告国が保有、利用することもまた違法であることは、訴状第6、3で述べたとおりである。

この点を若干敷衍すれば、法令が予定しない個人情報の提供は、その利用目的や保護すべき利益も不明で、提供範囲が曖昧となり、提供先が事実上フリーハンドで個人情報を利用できるとの重大な事態を招くことになるため、許されない。

そして、現に自衛隊による個人4情報の保有・利用は、詳述してきた個人情報保護法制で保護しようとしていた利益が次々に侵害される事態となっており、個情法の各種規定に何重にも抵触する無法状態を

招いた。以下、詳論する。

2 個人情報法61条1項違反

- (1) 個人情報法61条1項は、「行政機関等は、個人情報情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため『必要な場合に限り』、かつ、『その利用目的をできる限り特定』しなければならない。」（注：『』は代理人記入）と定めている。
- (2) この点、上記第1での記述で明らかなおおりに、ここに言う『必要な場合』とは、行政機関による業務の遂行について、単に個人情報情報が「役に立つ」という意味では決してない。国民のプライバシー権の制約を根拠づけるものである以上、業務の遂行にあたって、「必ずそれが要る」という本来の意味での「必要」でなければならない。この点は、「充分性認定」を受けるにあたって、日本政府がEUに対して繰り返し説明していた通りである（上述の第1，5，（8）③、⑤など）。
- (3) しかしながら、自衛官及び自衛官候補生の募集事務は、個人4情報の提供を受け、ダイレクトメールを送ることなしには遂行できない業務などでは決してない。

募集事務は、例えば自治会の掲示板や市役所のポスター掲示、地上波テレビ、ラジオ、新聞などマスメディアを使った広報、就職情報誌による広告、SNSやホームページを使った広報活動などで通じて、行うことができる業務である。

実際、ほぼすべての公的機関にとって、募集事務は必要不可欠な業務であるが、募集事務のために個人4情報を地方自治体から提供を受けている公的機関は、防衛省を除いて他に存在しない。

また、実際に自衛官候補生として入省した人へのアンケート調査でも、初めて自衛官の募集を知った広告媒体として、ダイレクトメ

ールと回答した人はわずか1.3%に留まっており（甲32p13, 通し番号14）、ほとんど募集事務の役にすら立ってすらいない。

したがって、個人4情報の保有・利用は、募集事務の遂行に「必要な場合」になど該当しないことは明らかである。

(4) そして、被告国は個人4情報の提供を受けるにつき、目的を「できる限り特定」する義務も果たしていない。かかる「できる限り」の特定とは、保護法制の制度趣旨から明らかなおおりに、行政権が保有する目的が広範すぎて、個人情報に濫用されるおそれがない程度にという意味となる。

この点、被告国は、被告奈良市との間での覚書（甲7）第1条では、「自衛隊法施行令第120条に基づく自衛官及び自衛官候補生の募集（以下「本業務」という。）のため」との定めをしているが、上述のおおりに、そもそも募集業務にとって個人4情報の保有は必要不可欠なものでは決してなく、たとえ覚書で「募集業務の目的」と謳ったところで、それが具体的に何のために使われるのかは全く特定できない。

例えば、自衛官及び自衛官候補生を募集するにあたっては、より具体的にいかなる特性を持つ住民こそがその候補者となり得るかを自衛隊が保有する他の個人情報と突合し、絞り込むにあたって、その前提となる全住民リストとして用いることも、「募集業務」のための利用として可能となる。

また、北海道帯広市では、知らぬ間に個人4情報を提供されていた高校3年生の自宅へ突然自衛隊員が訪問し、勧誘活動も行っていった（甲14）。これも「募集業務」のための利用というのが自衛隊地本の説明であろうから、個別訪問のための利用も可能ということ

になる。

さらには、奈良地本は実際に募集ハガキには自衛官及び自衛官候補生ではない防衛大学校生や防衛医科大学校生（甲9の2）までも記載し、募集の対象を恣意的に拡大してしまっている。

つまり、「自衛官及び自衛官候補生の募集目的」であると謳ったところで、それは自衛官及び自衛官候補生の募集を、ダイレクトメールを自宅へ郵送する方法で利用するなどとは全く特定されてはおらず、その活用方法は、自衛隊地本の広い裁量に委ねられている。

しかも、利用された住民には、その真の利用目的が何であったかを知りようがない制度設計となっている。

したがって、被告国は、個人情報の保有の目的を「できる限り特定」などしておらず、明らかに個人情報法61条1項違反である。

3 個人情報法62条1項違反

- (1) 個人情報法62条1項は、「行政機関等は、本人から個人情報を直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。」と定める。
- (2) この点は、個人情報取扱事業者の場合においては、前記OECD8原則①に則り、すべての個人情報取得の場合について、本人が取得者の利用目的を知り得る措置を講じることを義務付けている（個人情報法21条1項）。これに対し、上記のとおり、行政機関等は、本人からの書面取得の場合に限定している。
- (3) その意味するところは、行政機関におけるすべての個人情報の利用目的は、すでに設置法等で明らかにされており、取得段階で改めてこれを本人に通知・公表する意義は乏しいこと、行政機関においては、多くの場合に直接本人から個人情報を取得しているが、この

ような場合、本人は利用目的を容易に知り得る場合が多いこと、個人情報ファイル簿の閲覧・公表制度を設けており、また、本人から個人情報を直接書面で取得するときに利用目的を本人に明示することとしていることから、あらためて通知する必要はないとの趣旨であった（個人情報保護法第4版岡村久道著 p 516）。

(4) つまりは、行政機関等による個人情報の保有は、わざわざ通知をしなくとも、行政機関が保有していることを本人が認識している場合がほとんどであるし、それを確認する制度も別途設けられているからというのがその趣旨であった。

(5) しかるに、原告がまさにそうであったように、多くの国民は、防衛省が18歳及び22歳（地域によってはそれ以上の年齢も含む）の個人情報4情報を収集していることなど知らない。これは、すでに述べたとおり、防衛省の個人情報4情報の収集が、国会の議論を通じて決められたものではなく、突如閣議決定で始まっていたこととも大いに関係がある。しかも、根拠とされた自衛隊法97条1項が、個人情報の提供の権限を与える法令などということは、これまで全く解されてはいなかった。つまり、防衛省による個人情報4情報の収集は、国民も知らないままに、政府の独断により突如として開始された制度であった。かつ、防衛省は本情報に関する個人情報ファイル簿の作成もしておらず、本人が確認するすべすらない。したがって、未だ多くの国民がかかる事実を知らされないままに置かれている。

(6) すでにみてきたとおり、個人情報の保護とは、自らの個人情報が何の目的で誰に利用されているかを、当該本人が分かっているか否かという点が極めて重要であるとされている。だからOECD 8原則でも一つ目の原則として本人への通知又は同意を掲げ、かつ個情法でも、個人情報取扱事業者には、この点をあまねく通

知らないし公表を義務付けた。そうすることで、国民一人一人が、自らの個人情報を誰が何のために利用しているのかを分かっている状態に置くことができるからである。

- (7) そうだとすれば、多くの国民が知らない方法で防衛省が現に個人4情報を利用している実態というのは個人情報保護法が許容している事態ではないことは明らかである。したがって、被告国が被告奈良市から個人4情報の提供を受け、「募集目的」で利用しながら、これを各住民に通知していないのは、個情法62条1項の趣旨に反し、違法である。

4 個情法63条違反

- (1) 個情法63条では、「行政機関の長・・・は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない」と定める。
- (2) まず、すでに訴状で詳述したとおり、自衛隊は、収集した個人4情報を利用して、高校卒業予定者に対する、違法か少なくとも不当な勧誘行為を行っている実態がある（訴状第4、p9～参照）。そこでは、前記のとおり、禁止されているはずの家庭訪問まで行うといったケースもあり、未成年者の保護をために制定された職業紹介のルールを堂々と無視して行われている。
- (3) また、これも述べてきたとおり、自衛隊は、保有の目的を極めて広く捉えて網羅的に対象年齢の個人4情報を収集し、かつ本人同意すら得ていないため、例えば区域に一人置かれ、地域の実情に精通した信望ある者であるところの「募集相談員」（甲38）から得た対象者に関する情報とをデータマッチングさせ、自衛官又は自衛官候補生の候補者を絞り込み、勧誘活動を行うなどということが、おそらくは行われているものと思われるし、少なくともそうした行為を

誘発する危険性が非常に高いことは明らかである。

- (4) さらに、前記のとおり、自衛隊奈良地本は、本来保有の目的からは外れるはずの防衛大学校生や防衛医科大学校生についての募集までも、個人4情報の利用にあててしまっていた。
- (5) したがって、防衛省が行った個人4情報の利用は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法による利用にあたり、個人情報63条にも違反する。

5 個人情報法64条違反

- (1) 個人情報法64条は「行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。」と定める。
- (2) すでに述べてきたとおり、被告国は、本来であれば国会を通じて国民的議論を経て、法律を制定又は改正したうえで、自衛隊募集のための個人4情報の収集を開始すべきであった。
- (3) もとより、その要件はより厳格なものとなったはずで、本人の明示的同意が原則とされたはずであるし、かつ、提供される範囲もかなり限定されたものとなったはずであった。
- (4) しかるに、被告国は、こうした議論を経て法律を制定することは容易ならざることであり、かつ、その目的とするところの網羅的な個人情報の収集まで国会に許容させるのは不可能であると判断し、あえて閣議決定なる手法で自衛隊法97条1項の条文を捻じ曲げて解釈し、さらにその法律で委任した施行令120条も曲解したうえで、ほぼフリーハンドで自衛隊が個人4情報の提供を本人同意なく収集できる道を開いた。
- (5) かかる被告国の行為は、まさに行政の恣意による個人情報の収集以外の何ものでもなく、個人情報保護制度の破壊であり、個人情報法64条で禁止された「不正の手段」による個人情報の収集である。

6 個人情報法69条1項違反

- (1) 個人情報法69条1項は、「行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」と定める。
- (2) 以上で述べてきたとおり、自衛隊による個人4情報の収集は、その目的が広範にすぎるのあり、この点がそもそも違法であることは前述のとおりである。
- (3) さらに自衛隊は、前記のとおり、自衛官又は自衛官候補生の募集を超え、防衛大学校生、防衛医科大学校生への募集にも利用しており、目的以外の利用であって、個人情報法69条1項違反である。

7 結論

以上のとおり、被告国による個人4情報の保有・利用については、個人情報法61条1項、62条1項、63条、64条、69条1項に違反し、何重にも違法である。

第3 まとめ

以上のとおり、被告奈良市による自衛隊への個人4情報の提供は、法律の規定を超えてなされたものであったが故に、その後の自衛隊による保有、利用についても、法令では何も限定がかかっていなかった。そして、任意に設定された「目的」も広範かつ不明確で、どのように利用されているのかが住民にはまったく分からない事態が生じている。これは、上述の政府のEUに対する説明と明らかに矛盾しており、個人情報保護法及び憲法13条に違反することは明らかである。

第4 委任命令の主張の位置づけ

1 自衛隊法97条1項や自衛隊法施行令120条の解釈指針

- (1) 内閣の発する政令は、法律を施行するためのもの（執行命令）か、法律の具体的な委任に基づくもの（委任命令）でなければならない。そして、委任命令が委任をした法律、すなわち授權法に抵触していれば違法であり、また、委任に際して行政機関に裁量が認められている場合でも、当該裁量の範囲を逸脱し又はこれを濫用した場合には違法となる。
- (2) そして、判例（最大判昭和46年1月20日民集25巻1号1頁、最一小判平成2年2月1日民集44巻2号369頁、最三小判平成3年7月9日民集45巻6号1049頁、最一小判平成14年1月31日民集56巻1号246頁、最二小判平成18年1月13日民集60巻1号1頁、最二小判平成21年11月18日民集63巻9号2033頁）上、委任命令の適否の判断要素としては、授權規定の文理のほか、授權規定が下位法令に委任した趣旨、授權法の趣旨・目的及び仕組みとの整合性、委任命令によって制限される権利ないし利益の性質等があるとされる。
- (3) 本件では、授權法たる自衛隊法97条1項やその委任命令である同法施行規則120条の解釈が問題となっているが、上述のとおり、同法施行規則120条が自衛隊法97条1項に抵触していれば違法となるのであり、上述した判断要素に照らして同法施行規則120条の違法性を判断しなければならない。

つまり、本件において、委任命令の適否は、自衛隊法97条1項や同法施行令120条を解釈するに当たっての指針となるのである。

2 個人4情報の提供は法定受託事務の範囲外である

- (1) 自衛隊法97条1項は「都道府県知事及び市町村長は、政令で定

めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。」と定めている。そして、それを受けて定められた同法施行令114条ないし120条は、被告国も認めるとおり（被告国第3準備書面5～6頁）、地方自治法2条9項1号に規定する第1号法定受託事務である（自衛隊法施行令162条）。

- (2) ここで間違ってはならないのは、法定受託事務は、「国が本来果たすべき役割に係るもの」ではあるが、あくまでも「都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務」であるということである（地方知事法2条9項1号）。

実際、本件において問題となっている自衛隊法97条1項や同法施行令114条ないし120条は、「自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務」という「国が本来果たすべき役割に係るもの」ではあるが、その主体は都道府県知事や市町村長であることに注意しなければならない。

- (3) 原告は、「口語防衛法」（甲28）も引用して、自衛隊法施行令120条にいう「資料の提出」は、その前に規定されている同法施行令114条ないし119条にかかる自衛隊員の募集事務の処理の状況に関する資料に限ると主張した（原告第5準備書面7～8頁）。

これは、法定受託事務の範囲内に留める解釈であり、「各大臣（中略）は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、（中略）普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。」と定めた地方自治法245条の4第1項の趣旨とも合致する。

- (4) 被告国は、「国が、効率的に自衛官等の募集を行うためには、地方公共団体が保有する個人情報4情報の提供を受ける必要があるところ、上記の通り、自衛隊法97条1項の趣旨が、効率的な募集事務を行うた

めに住民に関する情報に通じている地方公共団体に自衛官等の募集事務の一部を行わせることとした点にあることに照らせば、「募集に関し必要があると認めるとき」に都道府県知事又は市町村長に対して求めることができる「必要な報告又は資料の提出」には、市町村長が作成し、市町村が備えることとされている住民基本台帳(住基法3条、5条、6条)に記載されている個人4情報に係る報告又は資料の提出も当然に含まれるというべきである。」(被告国第1準備書面17頁、下線部は原告代理人。)と主張する。

しかしながら、上述したように、本件で問題となっている自衛隊法97条1項や同法施行令114条ないし120条で定められている「自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務」は都道府県や市町村が行う法定受託事務なのであり、国の事務ではない。国の事務は、法定受託事務の範囲外なのである。

- (5) したがって、国の募集事務のために必要となる個人4情報の提供が、法定受託事務の範囲外であることは明白であり、被告国の自衛隊法施行令120条についての解釈は明らかに誤っている。

自衛隊法97条1項や同法施行令120条を根拠にプライバシー権という重要な基本的人権を侵害することなどもはや論外であり、そのような解釈は自衛隊法97条1項の授権の限界を超えることについては、原告第5準備書面10頁以下で述べたとおりである。

3 関与最小限度の原則からも個人4情報の提供は許されない

- (1) 1999年7月に成立して2000年4月に施行された地方分権一括法により、機関委任事務が廃止され、関与の一般原則に基づき、新たな事務区分(自治事務及び法定受託事務)ごとの関与の基本類型が地方自治法245条の2以下で定められた。

同法245条の2は、「普通地方公共団体は、その事務の処理に

関し、法律又はこれに基づく政令によらなければ、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとされることはない。」と関与法定主義を定め、同法245条の3は、「国は、普通地方公共団体が、その事務の処理に関し、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとする場合には、その目的を達成するために必要な最小限度のものとするとともに、普通地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しなければならない。」と関与最小限度の原則を定めた。

- (2) これらは、国と地方自治体の関係を定めた基本的なルールであり、当然法解釈に当たっても、指針とされなければならない。

被告国は、逐条地方自治法（丙5）を持ち出して、「地方自治法245条の3第1項は、地方公共団体の事務への国の関与を法律又は政令で設ける場合の「基本原則、今後の立法の指針に関する規定であり、同項から直ちに自衛隊法や同法施行令の具体的な規定に関する解釈が導かれるものではない。」などと主張する（被告国第3準備書面5頁）。

しかし、地方分権一括法により設けられた関与の一般原則は、今後の立法のみならず、既に定められている法令の解釈においても則らなければならない基本的ルールであり、それを無視するような被告国の姿勢は到底許されるものではない。

以上